

改正案		現行	
(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。		(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。	
共同処理する事務	共同処理する市町	共同処理する事務	共同処理する市町
(1) し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務	大和高田市 _____ 葛城市 上牧町 王寺町 河合町 広陵町	(1) し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務	大和高田市 <u>香芝市</u> 葛城市 上牧町 王寺町 河合町 広陵町
(2) し尿処理施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務	大和高田市 御所市 香芝市 葛城市 上牧町 王寺町 河合町 広陵町	(2) し尿処理施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務	大和高田市 御所市 香芝市 葛城市 上牧町 王寺町 河合町 広陵町
(3) かもきみの湯の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務		(3) かもきみの湯の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務	